

「指定介護通所介護」 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。(介護保険事業所番号 4373000456 号)

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人清風会
- (2) 法人所在地 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城 1520 番地
- (3) 電話番号 0966-78-4070
- (4) 代表者氏名 理事長 六車 資博
- (5) 施設年月日 平成5年9月6日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年3月31日 指定 熊本県 213 号
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 津奈木町デイサービスセンター あけぼの苑
- (4) 施設の所在地 熊本県葦北郡津奈木町大字岩城 1520 番地
- (5) 電話番号 0966-78-4070
- (6) センター長 瀧山 恵美
- (7) 当時業者の運営方針

当事業所は、要介護状態、要支援状態にある高齢者を対象に、給食、入浴、機能訓練、生活指導等の各種サービスを提供することによって、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図るよう努めます。

- (8) 開設年月日 平成6年3月7日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日（年末年始は除く）
受付時間	8時～17時
サービス提供時間	月曜日～土曜日 10時00分～16時10分

- (10) 利用定員 1日30人

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職種の配置状況〉

職 種	専 務	兼 務
1. センター長	名	1 名
2. 介護職員	5 名	2 名
3. 生活相談員	1 名	2 名
4. 看護職員	名	2 名
5. 機能訓練指導員	名	2 名
6. 管理栄養士	名	1 名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間 8 : 1 5 ~ 1 7 : 3 0
2. 看護職員	勤務時間 8 : 1 5 ~ 1 7 : 3 0

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。 |

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食 事 （但し、食材料費は別途にいただきます。）

- ・ 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

昼食 12 : 00 ~ 12 : 30

② 入 浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・ ご契約者の排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

〈サービス利用料金（1 回あたり）〉（契約書第 7 条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費

額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	入 浴	サービス提供加算	
	5,840 円	6,890 円	7,960 円	9,010 円	10,080 円	400 円	加算 I	加算 II
2. うち、介護保険から給付される金額	5,256 円	6,201 円	7,164 円	8,109 円	9,072 円	360 円	198 円	162 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	584 円	689 円	796 円	901 円	1,008 円	40 円	22 円	18 円

上記金額に「処遇改善加算 I 11.1%」が加算されます。

☆ ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用は別途いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

（2） 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 7 条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 食事の材料の提供（食材料費） ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

食材料費 1 食 (おやつ代含)	5 5 0 円
---------------------	---------

- ② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

※ 1 kmあたり 1 0 円

- ③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料等の実費をいただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 ヶ月前までにご説明します。

（3） 利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は 1 ヶ月ごとに計算した額を翌月の 26 日までにお支払いください。

（4） 利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

- ・ 利用予定日の前にご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日ま

でに事業者申し出て下さい。

- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5. 事故発生時の対応

通所介護サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、発生した事故について原因を解明し、再発防止策その他必要な措置を講じる等の対応をいたします。

また、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行いますが、当事業所の籍に帰すべからざる事由の場合は、この限りではありません。

6. 福祉サービス第3者評価

福祉サービス第3者評価については受けておりません。

7. 苦情の受け付けについて

(1) 当事業所における苦情の受付（契約書第22条参照）

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 担当者 高木 早苗 TEL (0966) 78-4070
- 苦情解決責任者 瀧山 恵美 TEL (0966) 78-4070
- 第三者委員 金子 靖氏 TEL (0966) 62-6288
- 第三者委員 石田 ミサ子氏 TEL (0966) 61-2222
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9：00～午後17：00

又、苦情受付ボックスを事務所窓口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

市・区役所・役場	所在地 葦北郡津奈木町大字小津奈木2123
介護保険担当者	電話番号 (0966) 78-3111・FAX (0966) 78-3116
国民健康保険団体連合会	所在地 熊本市健軍2丁目4-10
	電話番号 (0966) 365-0329・FAX (096) 214-1105
	受付時間 8：30～17：00

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護 津奈木町デイサービスセンター あけぼの苑

説明書職員名 氏名 林 郁郎

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 熊本県葦北郡津奈木町大字

氏 名 _____

代理人住所 _____

氏 名 _____

重要事項説明書付属文書

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平屋建
- (2) 建物の延べ面積 2, 496.36㎡
- (3) 施設の周辺環境

当施設は、津奈木町の中心部に近く、交通利便の地に広い敷地(約1万平方米)を有し、建物も余裕ある設計となっている。また、津奈木温泉の泉源に近いので、施設にも温泉を取り入れ入浴の楽しみを計っている。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員 ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員 ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

3名の生活相談員を配置しています。

看護職員 主にご契約者の健康管理や治療上の世話をしますが、日常生活上の介護・介助等も行います。

2名の看護職員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画」(ケアプラン)がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは、次のとおりです。(契約書第3条参照)

- ① 当事業所の生活相談員に通所介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



- ② その担当者は、通所介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



- ③ 通所介護計画は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更いたします。



- ④ 通所介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付しその内容を確認していただきます。

- (2) ご契約にかかる「居宅サービス計画」(ケアプラン)が作成されていない場合のサービス提供の流れは、次のとおりです。

- ① 要介護認定を受けている場合

- ・ 居宅介護支援事業者の紹介必要な支援を行います。
- ・ 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

- ・ 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。(償還払い)



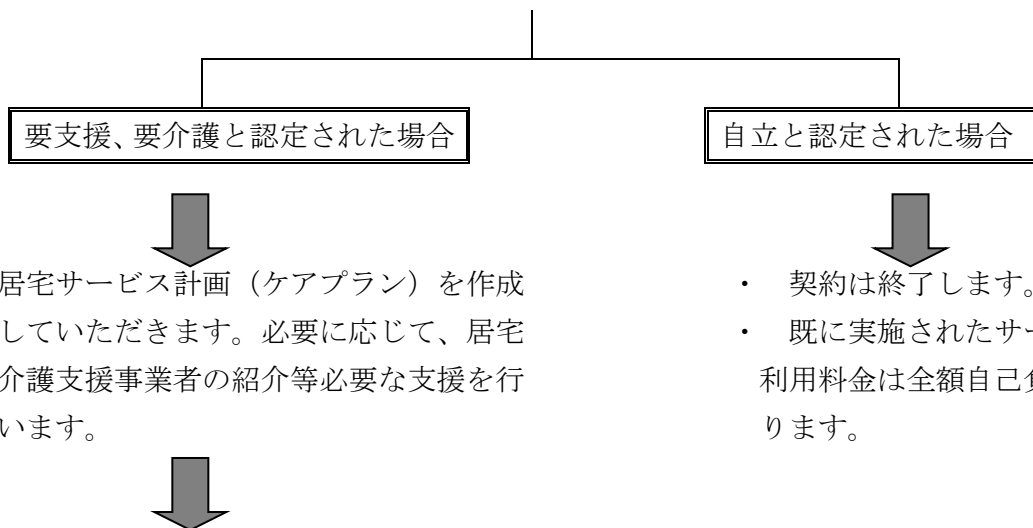
居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- ・ 作成された居宅サービス計画に添って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- ・ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

② 要介護認定を受けていない場合

- ・ 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- ・ 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- ・ 介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。(償還払い)



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- ・ 作成された居宅サービス計画に添って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- ・ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するに当たって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全確保やプライバシー保護などに配慮するなど、契約書第10条、第11条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に考慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、

ご契約者から聴取、確認します。

- ③ 非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともにご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条、第13条参照）

- ・ 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ・ 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにも拘らず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に服していただくかまたは、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ 当事業所の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる場合には事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了）

契約の有効期間は、契約締結日の日から3ヵ月ですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に3ヵ月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合

- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は、以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は、以下をご参照ください。）

（１） ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には契約終了を希望する日の 7 日までに「解約届出書」をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することはできます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ ご契約者の「居宅サービス計画」（ケアプラン）が変更された場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２） 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が契約締結にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にも拘らず、これが支払われなかった場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３） 契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。